

平成29年9月29日招集

平成29年第11回登米市教育委員会
9月定例会議議案

登米市教育委員会

平成29年第11回登米市教育委員会

9月定例会議議事日程

日 時 平成29年9月29日（金）

午後1時30分

場 所 中田庁舎2階 201会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言（開会 午後 時 分）
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
日程第1（報告第13号）一般事務報告について
- 6 議 事
日程第2（議案第34号）登米市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
- 7 次回教育委員会定例会議開催日時
平成29年10月 日（ ）（午 時 分）
- 8 閉会宣言（閉会 午後 時 分）
- 9 その他
 - (1) 8月の生徒指導状況について
 - (2) 登米市奨学生からの将来の夢「これからの私」提出状況について
 - (3) 第5回総合教育会議会議録について
 - (4) その他
- 10 散 会（散会 午後 時 分）

報告第13号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

平成29年9月29日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第34号

登米市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

登米市学校運営協議会規則（平成25年登米市教育委員会規則第5号）の一部を下記のとおり改正するものとする。

平成29年9月29日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

記

登米市学校運営協議会規則（平成25年登米市教育委員会規則第5号）の一部を下記のとおり改正する。

第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

第2条中「、学校運営」の次に「及び当該運営への必要な支援」を、「関して」の次に「協議する機関として、」を加え、「促進及び連携強化を進める」を「支援及び協力を促進する」に改め、「との」の次に「間の」を加える。

第3条を次のように改める。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は教育委員会が2以上の学校運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると認められる場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができるものとする。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会が学校運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、対象学校に対して通知するものとする。

第4条第1項中「設置校」を「対象学校」に改め、同項第4号中「ほか、」の次に「対象学校の」を加え、同条第2項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第5条第1項中「委員は」を「委員は、」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「設置校」を「対象学校」に改め、同項第4号中「適当」を「必要」に改め、同条第2項中「設置校」を「対象学校」に、「委員を推薦する」を「前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出る」に改める。

第6条第2項第1号中「設置校」を「対象学校」に、「きたす」を「来す」に改める。

第7条第1項中「指定期間内」を「3年」に改め、同条第2項中「委員は」を「委員

は、」に改め、同条第3項を削る。

第10条第1項中「校長」を「対象学校の校長」に改める。

第11条中「当該設置校」を「対象学校」に改め、「又は」の次に「当該対象学校の」を加える。

第12条の見出し中「参画等の促進」を「参画の促進等のための情報提供」に改め、同条中「当該設置校」を「対象学校」に改める。

第14条の見出しを「（協議会の適正な運営を確保するための必要な措置）」に改め、同条第1項中「行う」の次に「とともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずる」を加え、同条第2項中「当該設置校」を「対象学校」に改める。

第15条を削る。

第16条第2項中「校長」を「対象学校の校長」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。